

諮問庁：郵便貯金・簡易生命保険管理機構

諮問日：平成29年2月3日（平成29年（独個）諮問第4号）

答申日：平成29年3月24日（平成28年度（独個）答申第36号）

事件名：本人に係る貯金等照会書等の開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

開示請求者に係る貯金等照会書に対する機構保有個人情報の調査結果回答書等に記載された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」，「処分庁」又は「諮問庁」という。）の保有する本件請求保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成28年10月25日付け機構第1711号により処分庁が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分を取り消し、本件対象保有個人情報以外に存在する保有個人情報を開示する旨の決定を求めるというものである。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

平成28年11月7日に受け取った、機構第1832号（平成28年11月4日）の「機構保有個人情報送付書」には、開示すべき機構保有の個人情報である、記号番号「特定番号A-B-C」担保定額定期4件の平成15年～平成16年の預入の証拠が判明している調査結果の回答書が、委託会社ゆうちょ銀行（「株式会社ゆうちょ銀行」をいう。以下同じ。）特定貯金事務センターの上司職員に隠匿、隠滅、破棄され、再度出しなおしの虚偽の「調査結果のお知らせ」と、機構保有の個人情報である、担保定額定期4件の預入の証拠が消えている虚偽の「回答書」が開示されている。

（2）意見書

機構第1711号（平成28年10月25日）の、「機構保有個人情

報の開示をする旨の決定について（通知）」は、1開示を請求する保有個人情報（別紙の貯金等照会書の、「請求書」と「回答書」の原本の写し開示。添付省略）に対して、平成15年～平成16年に預入をした機構保有の個人情報である担保定額定期貯金4件：「特定番号A－B～C」の預入が判明している証拠が開示されず、後日（1か月～3か月後）の再度出しなおしの「回答書」が黒く塗りつぶされている「回答書」が開示されている。

※数十回の「調査依頼書」，「証拠書写し請求書兼回答書」に対して，原本の回答書の写し及び開示されている回答書は，特定貯金事務センター職員（氏名不詳）に隠匿，隠滅，破棄され，請求者本人には1枚も送られていない。

平成19年10月22日現在，通帳紛失の総合口座：記号番号「特定番号A」：（口座名義人）開示請求者本人：（生年月日）特定年月日：（名義人住所）特定住所Aの口座に，平成15年1月～平成16年3月までに，機構保有の個人情報である「担保定額定期4件（特定金額A）」を預入していた口座が，平成19年10月22日：特定郵便局A受付の「通帳紛失のままの全払請求書」により，郵便局員（特定氏名）に解約されている証拠が，平成19年11月9日：ゆうちょ銀行特定店に被害を届けた日から現在までの，数百回の調査請求書「貯金等照会書」，「証拠書写し請求書兼回答書」，「調査依頼書」，「貯金入出金照会請求書」，「貯金残高証明請求書」等にゆうちょ銀行調査担当より判明している「調査資料」のすべてが，送付の段階で特定貯金事務センター職員（氏名不詳）に隠匿，隠滅，破棄され，後日（1か月～3か月後）「再度出しなおしの虚偽の回答」または「回答なし」が9年間以上繰り返されています。

また，法律に基づいた請求の，「警察の捜査関係事項照会書」，「裁判所の提出書類」，「保有個人情報開示請求書」等に対しても，ゆうちょ銀行調査担当より判明している調査資料のすべてが，送付の段階で特定貯金事務センター職員（氏名不詳）に隠匿，隠滅，破棄され，後日（1か月～3か月後）の，「再度出しなおしの虚偽の回答書」または「回答なし」が繰り返されている。

原本の取引履歴についても，平成19年10月22日現在，通帳紛失の口座：記号番号「特定番号A」：特定郵便局B受付：開設日：平成10年1月22日～平成19年11月15日までと，平成19年12月17日：特定郵便局C受付：通帳再発行の口座「特定番号D」の取引履歴の改ざんが不可能の為に，平成19年12月19日：特定貯金事務センター受付の（新住所）特定住所B届出の口座：記号番号「特定番号E」：平成12年3月27日：残高特定金額Bの通帳発行になっている，

データ改ざんの原本の取引履歴が作成されている為に、（旧住所）特定住所Aと、（新住所）特定住所Bの2つあり、（旧住所）で調査をした調査結果の「回答書」、「調査資料」を送付の段階で、特定貯金事務センター職員（氏名不詳）が隠匿、隠滅、破棄をして送られてこない。

機構は下記のとおり、委託会社ゆうちょ銀行の監督を法律で義務付けられているにもかかわらず、特定貯金事務センター職員（氏名不詳）の機構保有の個人情報の隠匿、隠滅、破棄の犯罪をほう助した虚偽の開示を繰り返している。

個人情報の保護に関する法律

4章 個人情報取扱事業者の義務等

22条（委託先の監督）

個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（資料添付省略）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求の概要

審査請求書によれば、原処分について、開示すべき機構保有の個人情報である記号番号「特定番号A-B-C」担保定額定期4件に係る預入の証拠が開示されていないとしている。

2 審査請求についての検討

(1) 審査請求人は、保有個人情報開示請求書により、同請求書別紙に記載された、「貯金等照会書」の「請求書」及び「回答書」の開示を請求した。機構はゆうちょ銀行に対し、当該機構保有個人情報の提出を文書により依頼し、特定できた機構保有個人情報について開示した。

(2) なお、審査請求人は審査請求書により、「記号番号「特定番号A-B-C」の担保定額定期貯金4件の預入の証拠が判明している調査結果の回答書が、委託会社ゆうちょ銀行徳島貯金事務センターの上司職員に隠匿、隠滅、破棄され、虚偽の回答書が開示されている」旨を主張しているが、

当該郵便貯金については、平成20年7月3日付「保有個人情報開示請求書」により、審査請求人から当該郵便貯金に関する機構保有個人情報の開示請求がなされて以降、「保有個人情報開示請求書」による同様の開示請求が多数行われ、これらに対応すべく機構からゆうちょ銀行に対し本件を含めた開示請求に係る機構保有個人情報について、その提出を文書により依頼してきたところであるが、いずれの依頼に係る調査においても当該郵便貯金が存在した証拠は発見されなかった。

上記平成20年7月3日付け開示請求に対する当機構の不開示決定について、当機構が異議申立人から異議申立てを受け貴審査会に諮問した際には、「本件対象保有個人情報保有していないとする諮問庁の説明は、是認するのが相当である。」旨の答申（平成21年度（独個）答申第24号）がなされており、異議申立人によるその後の異議申立てに係る各答申においても当機構の決定は同様に是認されている。

さらに、審査請求人とゆうちょ銀行職員を当事者とする「特定地方裁判所 特定事件番号A 損害賠償請求事件」、審査請求人とゆうちょ銀行を当事者とする「特定地方裁判所 特定事件番号B 損害賠償請求事件」及び審査請求人と当機構を当事者とする「特定地方裁判所 特定事件番号C 損害賠償請求事件」のいずれの訴訟についても、「本件全証拠によっても、前提となる本件担保定期郵便貯金（記号番号「特定番号A-B～C」）の存在すら認めるに足りない」、「文書の偽造・隠蔽や改ざん行為があったことを推認することはできない」旨の判決が行われ、確定している。

したがって、記号番号「特定番号A-B～C」の担保定期郵便貯金4件が存在したことを前提とした回答書が存在しないことは明らかである。

3 以上により、本件審査請求に係る原処分には誤りはないものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|-------------------|
| ① | 平成29年2月3日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年3月7日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④ | 同月22日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

(1) 審査請求人の主張の要旨

審査請求書及び意見書によれば、審査請求人は、審査請求人の担保定期郵便貯金が郵便局員に解約されたので、これまで、その証拠となる調査結果資料等の文書の請求を多数回行っているが、これに対して、処分庁の委託を受けたゆうちょ銀行の貯金事務センターは、証拠の隠蔽、データ改ざんの虚偽の開示を繰り返しているとして、本来開示対象として特定され開示されるべき保有個人情報の開示を求めるものと解される。

(2) 諮問庁の主張の要旨

諮問庁は、審査請求人の主張する担保定期郵便貯金の預入の事実はなく、処分庁による保有個人情報の特定に問題はなく、本件開示請求に対する原処分には誤りはない旨説明する。

(3) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報の特定やその正誤について、審査請求人は、上記(2)の諮問庁の説明を覆すに足りる具体的な根拠を示しているとはいえない。また、機構による本件対象保有個人情報の探索や特定の方法について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、原処分当たりの探索や特定の方法については、従来(審査請求人の過去の開示請求とこれに対する開示決定等並びに審査請求人の審査請求等を受けてなされた諮問及び答申については、上記第3の2のとおり)から一貫して同様のものであるところ、その方法に問題はなく、その他、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報の存在をうかがわせるような事情もないことから、諮問庁の説明に疑いを差し挟む余地はない。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。なお、審査請求人の主張する横領、隠蔽等の存否については、特定地方裁判所において、当該主張の前提となる担保定額定期郵便貯金の存在すら認めるに足りないとの判決が確定している。

3 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、開示した決定については、機構において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史